

生駒市規則第43号

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月24日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則（平成23年1月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写しの交付（生駒市に本籍がない場合は交付できません。）
<input type="checkbox"/> 住民票の写しの交付
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の交付（印鑑登録されていない場合は交付できません。）
<input type="checkbox"/> 図書館の利用券

」

を

「

<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写しの交付（生駒市に本籍がない場合は交付できません。）
<input type="checkbox"/> 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の交付（印鑑登録されていない場合は交付できません。）
<input type="checkbox"/> 所得・課税（非課税）証明書の交付（所得情報のない場合は事前に所得に関する申告が必要です。）
<input type="checkbox"/> 図書館の利用券

」

に改める。

様式第3号中

「

暗証番号		暗証番号はアラビア数字4桁で指定して		
籍 戸	第一暗証番号			
	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			

」

	第二暗証番号					ください。 本人署名 _____ ㊟
票 住 民						
証 印 明 鑑						

を

暗証番号							暗証番号はアラビア数字4桁で指定して ください。 本人署名 _____ ㊟	
戸 籍	第一暗証番号							
籍	第二暗証番号							
票 住 民								
証 印 明 鑑								
明 税 証								

に改める。

様式第4号中

<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写しの 交付用 <input type="checkbox"/> 住民票の写しの交付用 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の交付用

を

<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写しの 交付用 <input type="checkbox"/> 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付用 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の交付用 <input type="checkbox"/> 所得・課税（非課税）証明書の交付用

に改める。

様式第 6 号中

「
 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写しの
交付
 住民票の写しの交付
 印鑑登録証明書の交付
 図書館の利用券
」

を

「
 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写しの
交付
 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付
 印鑑登録証明書の交付
 所得・課税（非課税）証明書の交付
 図書館の利用券
」

に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。